

作 業 基 準

平成18年12月31日

新 居 浜 市

一部改正：平成22年3月25日

平成23年11月3日

平成27年2月1日

平成28年1月1日

平成29年11月1日

令和5年4月1日

目次

- 第1章 目的
- 第2章 作業体制
- 第3章 危険物の取扱い
- 第4章 乗下船作業等
- 第5章 旅客の遵守事項等の周知
- 第6章 点検及び記録

第1章 目的

（目的）

第1条 この基準は、新居浜市営渡海船安全管理規程（平成18年訓令第16号。以下「規程」という。）に基づき、大島・黒島航路の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

（一部改正：令和5年4月1日）

第2章 作業体制

（作業体制）

第2条 陸上作業員及び船内作業員の配置は、次の区分による。

（1）大島港の陸上作業

- ア 乗下船する車両の誘導：車両誘導係（船内作業に従事していない甲板員）
- イ 乗下船する旅客の誘導：旅客係（船内作業に従事していない甲板員）
- ウ 船舶の離着岸時の綱取り、綱放し：綱取係（船内作業に従事していない甲板員）
- エ 乗船待機中の旅客及び車両の誘導：駐車場整理係（船内作業に従事していない甲板員）

（2）黒島港の陸上作業

- ア 乗下船する車両の誘導：車両誘導係
- イ 乗下船する旅客の誘導：旅客係
- ウ 船舶の離着岸時の綱取り、綱放し：綱取係
- エ 乗船待機中の旅客及び車両の誘導：駐車場整理係

（3）船内作業

- ア 乗下船する車両の誘導：車両誘導係
- イ 乗下船する旅客の誘導：旅客係
- ウ 固縛装置の取付、取りはずし：固縛係

2 陸上作業指揮者（以下「運航管理補助者」という。）及び船内作業指揮者は、作業現場にあつては、腕章等の所定の標識をつけ、その所在を明確にしておくものとする。

（一部改正：平成23年11月3日、平成27年2月1日、令和5年4月1日）

（陸上作業指揮者の所掌）

第3条 運航管理者は、自ら又は運航管理補助者を指揮して、陸上における次の作業を実施する。

- （1）乗船待機中の旅客及び車両の整理
- （2）乗下船する旅客及び車両の誘導
- （3）船舶の離着岸時の綱取り、綱放し並びに旅客及び車両乗降用施設等の操作
- （4）その他旅客及び車両の乗下船に関する作業

（一部改正：平成27年2月1日、令和5年4月1日）

（船内作業指揮者の所掌）

第4条 船内作業指揮者は、船長の命を受け、船内作業員を指揮して船舶上における次の作業を行う。

- （1）旅客及び車両の乗下船時の誘導並びに車両の積付け
- （2）船舶の離着岸時における旅客及び車両乗降用施設の操作

（３）その他旅客及び車両の乗下船に関する作業

第３章 危険物等の取扱い

（危険物等の取扱い）

第５条 危険物の取扱いは、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令に定めるところによるほか次によるものとする。

- （１）運航管理補助者は、危険物運送の申込みがあったときは、直に、当該危険物の分類、品目、数量、容器及び包装を確認し、運航管理者等に報告すること。
- （２）運航管理者等は、報告のあった当該危険物運送が法令等に適合するものか否かを確認し、法令等に適合しないときは運送の引き受けを拒絶しなければならない。
- （３）運航管理者等は、報告のあった当該危険物運送が法令等に適合するものであるときは、船舶への積載方法について船長と協議して運航管理補助者に指示し、船内作業指揮者に連絡すること。
- （４）運航管理者等は、運送を引受けた危険物が車両に積載されているものであるときは、当該危険物の車両への積載状況を点検のうえ、船舶への積載方法について前号の措置を講ずること。

２ 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品（以下「刀剣等」という。）の取扱いは、次によるものとする。

- （１）運航管理補助者は、刀剣等の運送の申込みがあったときは、直ちに、運航管理者等に当該刀剣等の品名及び数量を報告すること。
- （２）運航管理者等は、報告のあった当該刀剣等について、運送を拒絶し、又は一定の条件を付して運送を引き受けるよう運航管理補助者に指示すること。ただし、運送を引受ける場合であっても原則として客室に持込むことは拒絶しなければならない。

３ 運航管理補助者又は船内作業指揮者は、旅客の手荷物及び小荷物、車両の積載貨物その他の物品が前２項に該当するおそれがあると認めるときは、運航管理者等又は船長の指示を受けて、運送申込人の立合いのもとに点検し必要な措置を講ずるものとする。

４ 船長及び運航管理補助者は、前３項の措置を講じたときは、直ちに、当該措置を運航管理者等に報告するものとする。

（一部改正：平成２７年２月１日）

第４章 乗下船作業

（乗船待ちの旅客等及び車両の整理）

第６条 大島港において、運航管理者は次のとおり安全の確保を務める。

- （１）運航管理者は、乗船待ちの旅客等が船舶の離着岸作業、車両乗降用施設等の操作又は乗下船する車両により危害を受けないよう、待合所等所定の場所に整理し待機させる等安全の確保に努める。
- （２）運航管理者は、乗船待ちの車両を先着順に整理し、下船する旅客及び車両の通行に支障とならないよう所定の場所に駐車させる。
- （３）運航管理者は、駐車中の車両を点検し、燃料洩れの車両があるときは、乗船までに修理させ又は乗船を拒否するものとする。

- （4）運航管理者は、貨物積載車両を点検し、積付け又は固縛の状況が不良と認められるものについては、運航管理補助者に報告してその指示を受け、当該車両の運転者に積付けの是正又は再固縛又は増固縛を行わせる。点検に際しては重量貨物又は嵩高貨物積載車については特に留意するものとする。
- （5）運航管理者は、車両への積載貨物の重量又は形状が大であるため、船内における積込み場所を特定し又は船内において再固縛を施す等考慮する必要があると認められるときは、その旨を船内作業指揮者に連絡する。

2 黒島港において、運航管理補助者は次のとおり安全の確保に努める。

- （1）駐車場整理係員は、乗船待ちの旅客等が船舶の離着岸作業、車両乗降用施設等の操作又は乗下船する車両により危害を受けないよう、待合所等所定の場所に整理し待機させる等安全の確保に努める。
- （2）駐車場整理係員は、乗船待ちの車両を先着順に整理し、下船する旅客及び車両の通行に支障とならないよう所定の場所に駐車させる。
- （3）駐車場整理係員は、駐車中の車両を点検し、燃料洩れの車両があるときは、乗船までに修理させ又は乗船を拒否するものとする。
- （4）駐車場整理係員は、貨物積載車両を点検し、積付け又は固縛の状況が不良と認められるものについては、運航管理補助者に報告してその指示を受け、当該車両の運転者に積付けの是正又は再固縛又は増固縛を行わせる。点検に際しては重量貨物又は嵩高貨物積載車については特に留意するものとする。
- （5）運航管理補助者は、車両への積載貨物の重量又は形状が大であるため、船内における積込み場所を特定し又は船内において再固縛を施す等考慮する必要があると認められるときは、その旨を船内作業指揮者に連絡する。

（一部改正：令和5年4月1日）

（乗船準備作業）

第7条 大島港における乗船準備作業は次のとおりとする。

- （1）船内作業指揮者は、旅客の乗船及び車両の積込み作業に関し十分な打合わせを行い、各作業員に乗船作業開始時刻を周知する。原則として、離岸5分前から乗船作業を開始する。
- （2）乗船開始時刻になったとき、船内作業指揮者は、作業員を配置して乗船用通路を開放する。船内作業指揮者は、乗船用通路の状況が安全であることを確認した後、乗船開始の合図をする。

2 黒島港における乗船準備作業は次のとおりとする。

- （1）運航管理補助者及び船内作業指揮者は、旅客の乗船及び車両の積込み作業に関し十分な打合わせを行い、各作業員に乗船作業開始時刻を周知する。原則として、離岸5分前から乗船作業を開始する。
- （2）乗船開始時刻になったとき、運航管理補助者及び船内作業指揮者は、それぞれの作業員を配置して乗船用通路を開放する。船内作業指揮者は、乗船用通路の状況が安全であることを確認した後、運航管理補助者及び船内作業員に乗船開始の合図をする。

（一部改正：平成23年11月3日、令和5年4月1日）

（旅客の乗船）

第8条 大島港における旅客の乗船は次のとおりとする。

（1）船内作業に従事していない甲板員は、船内作業指揮者の乗船開始の合図を受けた後、車両の積込みに先立って旅客の乗船を開始する。

（2）船内作業に従事していない甲板員は、旅客を乗船口に誘導する。

2 黒島港における旅客の乗船は次のとおりとする。

（1）運航管理補助者は、船内作業指揮者の乗船開始の合図を受けた後、車両の積込みに先立って旅客の乗船を開始する。

（2）陸上の旅客係員は、旅客を乗船口に誘導する。

3 船内の旅客係員は、旅客を乗船口から船内に誘導する。

4 運航管理補助者及び船内作業指揮者は、乗船旅客数（無料幼児を含む。）を把握し、旅客定員を超えていないことを確認して、運航管理者及び船長にそれぞれ報告する。

（一部改正：平成27年2月1日、令和5年4月1日）

（車両の積込み）

第9条 大島港における車両の積込みは次のとおりとする。

（1）船内作業に従事していない甲板員は、船内作業指揮者の積込み開始の合図を受けた後、車両の積込みを開始する。

（2）船内作業に従事していない甲板員は、車両をランプウェイの先端まで誘導し、船内の車両誘導係員に当該誘導を引き継ぐものとする。この場合、乗車人に対し禁煙及びサイドブレーキの掛け忘れ防止を指示し、かつ、適当な時期にヘッドライトを消灯させておくものとする。

2 黒島港における車両の積込みは次のとおりとする。

（1）運航管理補助者は、船内作業指揮者の積込み開始の合図を受けた後、車両の積込みを開始する。

（2）陸上の車両誘導係員は、車両をランプウェイの先端まで誘導し、船内の車両誘導係員に当該誘導を引き継ぐものとする。この場合、乗車人に対し禁煙及びサイドブレーキの掛け忘れ防止を指示し、かつ、適当な時期にヘッドライトを消灯させておくものとする。

3 船内の車両誘導係員は、乗船した車両の中に燃料洩れのものを発見した場合は船内作業指揮者に報告してその指示を受け、運転者に応急修理をなさしめるか又は下船の措置をとるものとする。

4 船内の車両誘導係員は、陸上の車両誘導係員から引継ぎを受けた車両をその積付け位置まで誘導する。この場合、既に車両を離れ、客室に移動しつつある乗車人（以下「航送旅客」という。）の安全に十分注意しなければならない。

5 船内の車両誘導係員は、航送旅客を客室の通路へ安全に誘導する。

（一部改正：令和5年4月1日）

（自動車の積付け等）

第10条 自動車の積付けは、次のとおりとする。

（1）自動車の負担重量を平均するよう搭載すること。

（2）自動車列の両側に幅60cm以上の通路を船首尾方向に設けること。但し、規程第35条第3項の規定に基づき、航行中、運転者等が車内にとどまることを認められた自動車（以下「認定自動車」という。）を搭載する際、運転者等の中に乗下船に際して介助をする必要とする者が含まれると認

める場合にあっては、緊急時の脱出等対応を容易にするために、当該車両の出入口と隣接する車両との間を広い間隔（概ね1 m）を取る。乗組員にとって避難誘導時が容易であり、かつ、脱出口と想定している車両甲板後部に当該車両を積み付ける等の措置を講じるものとする。

（3）船首尾両端を除き、横方向に幅1 m以上の通路を1条以上設けること。

2 船内車両誘導係員は、車両の積付けの際次の措置を講ずる。

（1）認定自動車以外の自動車の運転者に対して、エンジンを止め、灯火装置、ラジオ等電路系統のすべてのスイッチを切り、サイドブレーキを引き、また、セレクトーレバーをパーキングに入れる（オートマチック車（以下、「AT車」という。）に限る。）よう明確に指示し、これらを確認した後下車させ、車両区域にとどまらないよう指示すること。

（2）認定自動車の運転者に対して、サイドブレーキを引き、また、セレクトーレバーをパーキングに入れる（AT車に限る。）よう、明確に指示し、さらに、車両から離れる際、車内が無人の場合にはエンジンを止め、灯火装置、ラジオ等電路系統のスイッチを切るよう明確に指示すること。

（3）認定自動車であるバスの運転者に対して、前項に掲げる内容に加えて、救命胴衣の位置を伝え、また、車内に旅客がいる間は車内にとどまること及びやむを得ず車を離れる際には出入口を一つ以上開けておくことを指示し、さらに、緊急時には車内の旅客の避難誘導等に協力するよう要請すること。

（4）前号の規定にかかわらず、危険物積載車の運転者に対して運航管理者等又は船長の指示を受けて必要に応じ車内にとどまるよう指示すること。また、ミキサー車、保冷車又は家畜等積載車で、航海中、作業のため車両区域に立ち入ることの申出があった場合で、真にやむを得ないと認めるときは必要な範囲内で当該作業を認めるものとする。

3 船長は、次の措置を講ずる。

（1）緊急時の旅客の避難誘導、脱出等を容易にするため、監視カメラ、船員の巡視等により、航行中、認定自動車の位置及び車内の人数（車両甲板に備えられた救命胴衣の数を超えないこと）の把握に努めること。

（2）基準航行が困難、基準経路の変更、車両の固縛が必要と判断する場合（その虞のある場合を含む。）には、認定自動車の運転者に対し、エンジンを止め、灯火装置、ラジオ等電路系統の全てのスイッチを切り、サイドブレーキを引き、セレクトーレバーをパーキングに入れる（AT車に限る。）よう明確に指示した後、旅客を下車させ、車両区域にとどませないこと。

（一部改正：平成27年2月1日、平成29年11月1日）

（車止め装置取付作業等）

第11条 固縛係員は、すべての自動車について、車の前後への移動を防ぐため、車止め又は危険物積載車、重量物運搬者等を除くAT車について、船体動揺の小さい十分に穏やかな気象海象（風力階級表2以下、風速3.4 m以下、波高概ね0.3 m以下）のもと、固縛係員が、車の状態（サイドブレーキが引かれ、セレクトーレバーをパーキングに入れる。）を確認することを施す。

2 船長は、必要があると認めるときは、船内作業指揮者に対し車止めの増強等の実施を指示する。

3 船内作業指揮者は、前各項の作業終了後、作業が完全に行われたことを確認する。

（一部改正：平成22年3月25日、平成29年11月1日）

（離岸準備作業）

第 1 2 条 大島港における離岸準備作業は下のとおりとする。

- （1） 運航管理者は、旅客の乗船及び搭載予定車両の積込みが終了したときは、直ちに各入口に遮断索を張って通行を禁止し、船内作業指揮者にその旨を連絡する。
 - 2 黒島港における離岸準備作業は次のとおりとする。
 - （1） 運航管理補助者は、旅客の乗船及び搭載予定車両の積込みが終了したときは、直ちに各入口に遮断索を張って通行を禁止し、船内作業指揮者にその旨を連絡する。
 - 3 船内作業指揮者は、運航管理補助者と連絡をとり船内作業員を指揮してランプウェイを収納する。
 - 4 船内作業指揮者は、車両の積込みが終了したときは、船内作業員を指揮して航送旅客（第 1 0 条に定める危険物積載車、ミキサー車、保冷車、家畜等積載車、規程第 3 5 条第 1 項第 4 号の自動車及び認定自動車の運転者等を除く。）が車両区域内に残留していないことを確認した後、旅客区域と車両区域間の通路又は昇降口を適切に管理（第 1 0 条に定める危険物積載車、ミキサー車、保冷車、家畜等積載車、規程第 3 5 条第 1 項第 4 号の自動車及び認定自動車の運転者等以外の旅客が車両区域へ出入りしないよう周知の標示を昇降口等に設けること。）する。
 - 5 船内の旅客係員は、第 1 項の連絡を受けたときは直ちに舷門を閉鎖する。
 - 6 船内作業指揮者は、前各項の作業が終了したときは、次に掲げる事項を速やかに船長に報告する。
 - （1） 乗船旅客数及び搭載車両数
 - （2） 規程第 3 4 条各号の措置をした場合は、その状況（認定自動車数、その旅客数等）
- （一部改正：平成 2 9 年 1 1 月 1 日、令和 5 年 4 月 1 日）

（離岸作業）

第 1 3 条 大島港の離岸作業は次のとおりとする。

- （1） 船内作業に従事していない甲板員は、離岸準備作業完了後、適切な時期に出港を放送させる（発航ベルを鳴らさせる）とともに、見送り人等が離岸作業により危害を受けないよう退避させ、岸壁上の状況が離岸に支障ないことを確認して、その旨を船内作業指揮者に連絡し、綱取係員として所定の位置に配置する。
 - （2） 船内作業に従事していない甲板員は、船長の指示により迅速、確実に係留索を放す。
 - 2 黒島港の離岸作業は次のとおりとする。
 - （1） 運航管理補助者は、離岸準備作業完了後、適切な時期に出港を放送させる（発航ベルを鳴らさせる）とともに、見送り人等が離岸作業により危害を受けないよう退避させ、岸壁上の状況が離岸に支障ないことを確認して、その旨を船内作業指揮者に連絡し、綱取係員を所定の位置に配置する。
 - （2） 運航管理補助者は、船長の指示により迅速、確実に係留索を放す。
 - 3 船長は、すべての出港準備作業が完了したことを確認したならば、他の船舶の動静その他周囲の状況が出港に支障のないことを確認のうえ、係留索を放させ慎重に離岸、出港する。
- （一部改正：令和 5 年 4 月 1 日）

（船内巡視）

第 1 4 条 船内巡視は、第 2 6 条（船内巡視要領）に定める組織及び要領により実施する。

- 2 船長は、荒天等のため臨時の巡視の必要を認めたときは、臨時船内巡視班を編成して前項以外の巡

視を実施させる。

3 船内巡視員は、異常の有無（安全確保上改善を必要とする事項がある場合は当該事項を含む。）を船長に報告する。

4 船長は、巡視結果を記録簿（作業基準様式第1号）に記録する。

（一部改正：平成27年2月1日）

（着岸準備作業）

第15条 運航管理者等は、船長から入港連絡を受けたならば運航管理補助者に対し着岸準備作業の開始を指示する。

2 運航管理補助者は、船舶の着岸前までに綱取り作業、可動橋及び人道橋の架設等に必要な作業員を配置し、着岸準備を行う。

（一部改正：平成27年2月1日、令和5年4月1日）

（着岸作業）

第16条 大島港の着岸作業は次のとおりとする。

（1）船内作業に従事していない甲板員は、迅速、確実に綱取作業を実施する。この場合、運航管理補助者は、係留索の急緊張等により危害を受けることのないよう十分注意する。

2 黒島港の着岸作業は次のとおりとする。

（1）運航管理補助者は、迅速、確実に綱取作業を実施する。この場合、運航管理補助者は、係留索の急緊張等により危害を受けることのないよう十分注意する。

2 船内作業員は、船長の指示により迅速、確実に係留作業を実施する。

3 船内作業指揮者は、船内の旅客係員を指揮して、船内放送等により着岸時の衝撃による旅客の転倒事故を防止するため、旅客へ着席や手すりへの掴まりを指示する。

（一部改正：令和5年4月1日）

（係留中の保安）

第17条 船長及び運航管理者等は、係留中、旅客及び車両の安全に支障のないよう係留方法並びに可動橋及び人道橋の保安に十分留意する。

（一部改正：平成27年2月1日）

（下船準備作業）

第18条 船長は、船体が完全に着岸したことを確認した後、船内作業指揮者に下船のために必要な作業の開始を指示する。

2 船内作業指揮者は、前項の指示を受けたときは船内作業員を指揮して、車両区域の出入口を開放し、運航管理補助者と緊密な連携のもとに可動橋、人道橋を架設し、舷門を開放する。

3 船内作業指揮者は、可動橋の架設完了を確認した後、固縛係員を指揮して車両の車止めを取りはずす。

4 船内作業指揮者は、船内の旅客係員を指揮して適切な時機に船内放送等により乗客に下船準備の案内をする。

（一部改正：平成27年2月1日）

（旅客の下船）

第 19 条 船内の旅客係員は、船内作業指揮者の指揮を受け、車両の下船が完了したことを確認した後、旅客を誘導して下船させる。

2 船長は、旅客の安全確保のため必要と認めるときは、船内作業指揮者に、車両の下船に先立ち旅客を下船させることを指示する。

（車両の陸揚げ）

第 20 条 船内作業指揮者は、船内の旅客係員を指揮して航送旅客の乗車に先立ち船内放送等により次の事項を周知する。

（1）運転者は、係員の指示に従って自動車を操作及び運転すること。

（2）航送旅客は、車両甲板では禁煙を厳守すること。

2 船内作業指揮者は、着岸後、船内車両誘導係員を指揮して航送旅客を乗車させる。

3 運航管理補助者は、可動橋及びその付近の状況に異常のないことを確認した後、通行止めをとり、船内作業指揮者に陸揚げの合図をする。

4 船内作業指揮者は、前項の合図を受けたときは、船内における車両の陸揚げ準備が完了していることを確認した後、船内車両誘導係員に車両の陸揚げを開始させる。

5 船内車両誘導係員は、車両を可動橋上に停止させることのないように誘導する。

6 運航管理補助者は、車両の陸揚げに際しては、陸上作業員を指揮して可動橋及びその付近並びに陸上構内における車両通行の安全の確保に当たる。

（一部改正：平成 29 年 11 月 1 日）

（下船の終了）

第 21 条 運航管理補助者及び船内作業指揮者は、旅客及び車両の下船が完了したときは、その旨及び異常の有無を、それぞれ運航管理者等及び船長に報告する。

（一部改正：平成 27 年 2 月 1 日）

（車両の積込み等の中止）

第 22 条 船内作業指揮者及び運航管理補助者は、気象・海象の変化その他の理由により、車両の積込み又は陸揚げが危険になったと認めるときは、作業を中断し、船長及び運航管理者等にその旨を連絡する。

2 船長は、前項の連絡を受けたときは、作業現場の状況を確認し、運航管理者等と協議して作業を中止するか否かを決定する。

3 船長及び運航管理者等は、作業の中止又は継続を決定したときは、直ちに船内作業指揮者及び運航管理補助者にその旨を指示する。

（一部改正：平成 27 年 2 月 1 日）

（旅客に対する救命胴衣の着用に関する指示）

第 23 条 「くろしま」を運航する船長は、旅客に対し次の措置を講じなければならない。

（1）気象・海象の悪化等、利用者の安全確保のために必要と判断される場合は、救命胴衣を着用させること。

第 5 章 旅客の遵守事項等の周知

（乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知）

第24条 運航管理者等は、乗船待ちの旅客に対して次の事項を掲示等により周知しなければならない。

周知事項の掲示は駐車場及び旅客待合所とする。

- （1）救命胴衣格納場所及び脱出経路を確認すること。（別紙1「おおしま7」消防救命設備配置図、別紙2「くろしま」救命・消防脱出経路配置図）
- （2）旅客及び車両は、乗下船時、係員の誘導に従うこと。
- （3）車両は、乗下船時、徐行すること。
- （4）車両は、乗下船時、乗降中の他の車両の前に割込まないこと。
- （5）車両は、乗船時、係員の指示に従いヘッドライトを消灯すること。（夜間）
- （6）車両甲板における喫煙その他火気の取扱いは禁止されていること。
- （7）特に認められた場合を除き、車両甲板で下車し、必ずエンジンを止め、サイドブレーキを引き、AT車にあつては、セクターレバーをパーキングに入れ、さらに、すべてのスイッチを切り、施錠して、客室等へ行くこと。
- （8）発航前に、車両甲板に搭載された車内にとどまることが認められ、車内に留まる場合は、サイドブレーキを引き、AT車にあつては、セクターレバーをパーキングに入れること。
- （9）発航前に、車両甲板に搭載された車内にとどまることが認められた旅客であっても、車両を離れる場合は、車両区域にとどまることができないこと。また、車両を離れる際には、エンジンを止め、サイドブレーキを引き、AT車にあつては、セクターレバーをパーキングに入れ、さらに、すべてのスイッチを切り、施錠して、客室等へ行くこと。
- （10）発航前に、車両甲板に搭載された車内にとどまることが認められた旅客であっても、航行中、船長の判断により、下車し、車両甲板から客室等へ移動しなければならない場合があり、また、このような場合には、下車する際は、サイドブレーキを引き、AT車にあつては、セクターレバーをパーキングに入れ、さらに、すべてのスイッチを切り、施錠して、車両区域にとどまらず客室等へ行くこと。
- （11）船内においては、船長その他の乗船員の指示に従うこと。
- （12）船内においては、他人に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。
- （13）その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項。（臨時に周知事項が生じた場合の当該事項を含む。）

（一部改正：平成27年2月1日、平成29年11月1日）

（乗船旅客に対する遵守事項等の周知）

第25条 船長は、旅客が乗船している間適宜の時間に次の事項を放送等（ビデオ放送その他の方法を含む。）により周知しなければならない。

- （1）旅客の禁止行為が掲示されている場所及びその主要事項
- （2）救命胴衣の格納場所、着用方法
- （3）非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）
- （4）車両区域内における注意事項

ア 車止め及び固縛装置は自分ではずさないこと。

イ エンジンの始動は、係員の指示に従って行うこと。

ウ 車両の運転は、乗組員の誘導に従い、徐行すること。

（５）病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報

（６）その他旅客が遵守すべき事項

ア 下船及び非常の際は、係員の指示に従うこと。

イ 航海中、許可なく車両区域に立入らないこと。

ウ 下船の際は、係員の指示に従って車両区域に入ること。

２ 船長は、船内の見やすい場所に前項各号の事項を掲示しておかなければならない。

第６章 点検及び記録

（船舶巡視実施要領）

第２６条 船舶及び旅客の安全確保のため、下記の要領により船内巡視を実施する。

（１）巡視員

ア 船内巡視員は、原則として機関長とする。

イ 機関長が実施できないときは、機関員とする。

（２）巡視時間

発航５分後から実施する。

（３）巡視場所

主として車両甲板、上甲板、客室とする。

（４）点検事項

ア 車両の車止め等の確認及び車両積載物の異常の有無について

イ 甲板上の積載物の異常の有無について

ウ 立入禁止場所での旅客等の有無について

エ 火気厳禁場所での「たばこ」の喫煙、吸い殻等について

オ 不審物の有無について

カ その他障害物等の有無について

（一部改正：平成２７年２月１日）

（危険物荷役実施要領）

第２７条 旅客との混載を禁止された危険物の運送は、危険物専用便において次の要領により実施する。

（１）危険物専用便で運送する危険物は次のとおりとする。

ア プロパン

イ 灯油

（２）前項の危険物の性状は、次表を参考にする。

危険物の種類	性 状
ア プロパン	（ア）液化石油ガス （イ）空気より比重は重い （ウ）35℃以下で、0.2MPa以上

イ 灯油	(ア) 第4類危険物第2石油類 (イ) 無色または淡紫黄色 (ウ) 水に溶けず、油脂などを溶かす (エ) 引火しやすく、一度引火すると消火が難しい (オ) 比重 (0.79～0.85) (カ) 引火点 (40～60℃) (キ) 発火点 (255℃) (ク) 沸点 (150～255℃) (ケ) 蒸気比重 (4.5) (コ) 燃焼範囲 (1.1～6.0%)
------	--

(3) 危険物専用便の運航は次のとおりとする。

ア 運航時間

大島発	黒島着	黒島発	大島着
12:05	12:20	12:30	12:45

イ 運航する日

(ア) 毎週木曜日。ただし、祝祭日にあたる場合はその翌日。

(イ) 毎月7日及び21日。ただし、木曜日若しくは祝祭日にあたる場合は、その翌日。

また、土曜日若しくは日曜日にあたる場合は、その次の月曜日。

(4) 危険物専用便で危険物を運送しようとする者は、次のとおり運送の申込をすること。

ア 運送申込人は、危険物運送専用便の運航する日の前日までに、危険物船舶運送及び貯蔵規則に定める自動車等危険物明細書（作業基準様式第2号）により、危険物の種類ごとに、運送に適した状態であることの別紙を付けて申し込むこと。

(5) 船長は、危険物船舶運送及び貯蔵規則に定める危険物積荷一覧書を、プロパンの場合は危険物積荷一覧書（作業基準様式第3号—1）及び灯油の場合は危険物積荷一覧書（作業基準様式第3号—2）を作成し、船内及び事務所に各1部、1年間保存しなければならない。

(6) 船長又は運航管理者等は、旅客との混載を禁止された危険物を危険物専用便で運送するため、運送しようとする月の前月末までに危険物荷役包括許可申請書（作業基準様式第4号）により新居浜港長の許可を受けること。

船長又は運航管理者等は、危険物荷役許可に対する危険物荷役実績表（作業基準様式第5号）を、運送した翌月10日までに新居浜港長に提出すること。

(7) 船長又は運航管理者等は、危険物荷役許可を受けた範囲内で、危険物専用便により、第4号の申込みのあった危険物の運送を次の各号のとおり引き受けるものとする。

ア 船長は、危険物の運送をする場合、法令、規程及びこの基準に従い、危険物の運送を行うこと。

イ 船長は、危険物の運送をする場合、危険物運送船適合証に定められた積載場所、新居浜港長の指示（参考資料：荷役許可条件（港長））に従い、危険物を運送を行うこと。

2 危険物荷役従事者は、危険物の種類による性状の違いに留意し、災害を防止するために必要な作業を行う。

災害発生時においては、事故処理基準に従い、危険物の種類による性状の違いに留意し、必要な措置をする。

危険物の種類	取扱上の注意点及び消火の方法
ア プロパン	(ア) 容器を40℃以下に保つ (イ) 廃棄する場合は、火気から8 m以上離し通風のよい場所で少量ずつ破棄する (ウ) 水中に沈める
イ 灯油	(ア) 通風、換気をよくする (イ) 静電気の蓄積を防ぐ (ウ) 窒息消火が有効(泡消火器、粉末消火器)

- 3 運航管理者等及び船長は、危険物船舶運送及び貯蔵規則、この基準及び荷役許可条件（港長）の内容について周知徹底し、危険物の取扱に関する注意事項について定期的に若しくは必要に応じて教育訓練を実施する。
- 4 運航管理者等は、前項の教育訓練を実施したときは、教育訓練記録簿（作業基準様式第6号）に記録しておくものとする。

（一部改正：平成23年11月3日、平成27年2月1日）

（船舶点検・整備実施要領）

第28条 「おおしま7」を運航する船長は、船舶の設備等輸送の安全を確保するため、船舶の点検を次の要領により実施する。

- (1) 船長は、規程第40条第1項の各号について、自ら又は乗組員を指揮して毎日1回以上、発航前に点検を実施する。

船長は、点検結果を記録簿（作業基準様式第1号）に記録すること。

- (2) 船長は、自ら又は乗組員を指揮して毎航海の発航前に次の事項について点検を実施する。

船長は、点検結果を記録簿（作業基準様式第1号）に記録すること。

- ア 乗船旅客数
- イ 搭載車両数
- ウ 車両区域での作業（車種、人員）
- エ 危険物（積付、持込）
- オ 安定性（積載物の積付、喫水の状況）
- カ 情報（気象通報、水路通報）
- キ 乗組員（員数、健康状態）
- ク その他航海に必要な準備

- (3) 船長は、自ら又は乗組員を指揮して毎日1回以上、発航前に操舵設備について次の事項の点検を実施する。

船長は、点検結果を記録簿（作業基準様式第1号）に記録すること。点検事項は、規程第40条第1項第4号操舵設備の点検内容とする。

- ア 操舵装置

イ 目視検査

ウ 連絡装置

- （４）船長は、自ら又は乗組員を指揮して毎月１回以上、救命設備について操練の実施にあわせて次の事項の点検を実施する。

船長は、点検結果を救命・消防設備点検簿（作業基準様式第７号）に記録すること。

ア 救命胴衣

イ 救命浮器

ウ 救命浮環

エ 退船警報装置

オ 自己点火灯

カ 落下傘信号

キ 消火器

ク 消火栓

ケ 消防ホース

コ 噴霧ノズル

サ 消防員装具

- （５）機関長は、機関の始業時及び終業時に点検を実施する。

機関長は、点検結果を機関記録表（作業基準様式第８号－１）に記録すること。

始業点検事項は、第１号の検査事項として船長に報告すること。

- （６）機関長は、機関の運転状況について点検を実施する。

- （７）船長及び機関長は、船体及び機関についての整備状況を次に掲げる項目毎に保守整備簿（作業基準様式第９号）に記録すること。

ア 船体関係（船体、舵、アンカー、アンカーロープ等）

イ 設備関係（航海用具、救命設備等）

ウ 運転記録（最大値及び平均値）

エ 主機関

オ 補機関（発電機用機関）

カ 動力伝達装置（減速機、逆転機、クラッチ等）

キ 軸系（スラスト軸、中間軸、プロペラ軸、プロペラ等）

ク 圧力容器（空気槽）

ケ その他（空気圧縮機、熱交換器、ポンプ、発電機、電動機、配電盤、バルブ等）

- （８）運航管理者等が、特に点検・整備が必要と認める事項に関し、船長は、自ら又は乗組員を指揮して点検を実施する。

船長は、点検結果を点検報告書（作業基準様式第１０号）に記録すること。

- ２ 「くろしま」を運航する船長は、船舶の設備等輸送の安全を確保するため、船舶の点検を前項に準じて実施する。前項の機関長とあるものは船長と読み替えるものとする。

- （１）船長は、自ら又は乗組員を指揮して毎月１回以上、救命設備について操練の実施にあわせて次の

事項の点検を実施する。

船長は、点検結果を救命・消防設備点検簿（作業基準様式第 7 号）に記録すること。

- ア 救命胴衣
- イ 救命浮器
- ウ 救命浮環
- エ 退船警報装置
- オ 自己点火灯
- カ 信号紅煙
- キ 消火器
- ク 消火栓
- ケ 消防ホース
- コ 噴霧ノズル
- サ 消防ポンプ
- シ 赤バケツ

（2）船長は、機関の始業時及び終業時に点検を実施する。

船長は、点検結果を機関記録表（作業基準様式第 8 号－2）に記録すること。

3 第 1 項及び第 2 項各号の点検時刻は次のとおりとする。

（1）発航前検査は、使用する船舶を運航しようとする前とする。

ただし、始発から運航を中止した場合は、運航を再開しようとする前とする。

（2）毎航海発航前検査は、毎航海の発航前とする。

（3）操舵設備発航前検査は、使用する船舶を運航しようとする前及び交替して当直を始めようとする前とする。

（4）救命・消防設備の点検は、毎月 1 回以上、操練実施にあわせてとする。

（5）機関始業・終業点検は、機関の始動前及び機関停止後とする。

（6）機関点検は、機関の運転中とする。

（7）保守整備簿の記録は、整備を実施した毎及び船舶検査を受検した毎とする。

（8）甲板部点検は、船長が指示するときとする。

4 船長及び運航管理者等は、第 1 項及び第 2 項各号の点検結果について確認しておくものとする。

5 船長は、点検中異常を発見したときは、輸送の安全確保のため必要な措置をとらなければならない。

船長がとるべき必要な措置には、規程に定める運航管理者等への報告も含まれる。

運航管理者等への報告は、不具合・故障報告書（作業基準様式第 1 1 号）、整備計画書（作業基準様式第 1 2 号）及び発注依頼書（作業基準様式第 1 3 号）により行うものとする。

6 船長及び機関長は、船舶の自主整備を実施する時は、運航管理者等からの整備計画書（作業基準様式第 1 2 号）による指示に基づき行い、結果について整備計画書（作業基準様式第 1 2 号）により結果の報告を行うこと。

7 船長及び機関長は、船舶の整備が業者により実施された場合は、結果について整備計画書（作業基

準様式第 12 号）により報告を行うこと。

（一部改正：平成 23 年 11 月 3 日、平成 27 年 2 月 1 日）

（陸上施設点検実施要領）

第 29 条 運航管理者等は、自ら又は運航管理補助者を指揮して、輸送の安全確保のため、陸上施設の点検を次の要領により実施する。

- （1）係留施設（防舷材、ビット、岸壁、ポンツーン等）
- （2）乗降用施設（可動橋、タラップ等）
- （3）転落防止施設（遮断索、遮断機等）
- （4）駐車場施設
- （5）船客待合所（消火設備、掲示板等）

2 運航管理者等又は運航管理補助者は、前項の点検結果を作業日誌（作業基準様式第 14 号）に記録するものとする。

3 運航管理者等は、第 1 項の点検中異常を発見したとき（運航管理補助者から異常を発見した旨の報告を受けたときを含む。）は、直ちにその修復整備の措置を講じるものとする。

なお、当該施設が他の管理に属するものである場合は、当該施設の管理者に通知し、その修復整備を求めるものとする。

（一部改正：平成 27 年 2 月 1 日）

（輸送の安全を確保するための安全教育実施要領）

第 30 条 運航管理者及び船長は、輸送の安全を確保するために必要な安全教育を実施する。

2 前項の安全教育は、安全衛生教育の実施計画書（新居浜市）に基づき行い、船員法（昭和 22 年 9 月 1 日）に係る安全教育修了者には、船員手帳の私用の欄に、国土交通省海事局船員労働環境課長に届け出た修了印を押印するものとする。

3 運航管理者は、安全統括管理者の指示を受け、安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、必要に応じて、運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン～輸送の安全性のさらなる向上に向けて～（国土交通省大臣官房）（以下「運輸安全マネジメントガイドライン」という。）を参考に安全教育を実施する。

（全部改正：平成 27 年 2 月 1 日）

（記録及び文書管理実施要領）

第 31 条 運航管理者等は、規程第 53 条に基づく内容及び前条の安全教育について、教育訓練記録簿（作業基準様式第 6 号）に記録するものとする。

2 前項に記録を含め、規程、運航基準、この基準及び事故処理基準において、記録することとなっている文書の管理については別に定める。

3 渡海船職員の勤務状況及び渡海船の運航状況を明らかにするため、次の事項について記録すること。

- （1）運航管理者等は、勤務状況を勤務実績表（船内記録簿 1）（作業基準様式第 15 号）に、船員法に係る割増手当の額等を割増手当支払簿（船内記録簿 2）（作業基準様式第 16 号）に記録すること。

- （2）船長は、当直状況を記録簿（作業基準様式第 1 号）に記録すること。

- （３）船長は、運航管理者等が作成した勤務実績表（船内記録簿１）（作業基準様式第１５号）及び割増手当支払簿（船内記録簿２）（作業基準様式第１６号）の控えを船内に備え置くこと。
 - （４）船長は、運航基準の遵守状況を明らかにするため、気象・海象の状況及びレーダーの使用状況を記録簿（作業基準様式第１号）に記録すること。
 - （５）船長は、医薬品の備置状況を丁種衛生用品点検表（作業基準様式第１７号）に記録すること。
 - （６）甲板員は、旅客等及び車両の輸送の状況を、日計表（作業基準様式第１８号）に記録すること。
臨時便運航の場合は日計表（作業基準様式第１８号）の船名の前に臨時便の記載をし、記録すること。
 - （７）乗船券の販売を担当する船員は、乗船券の種類毎に乗船券受払簿（作業基準様式第１９号）を作成し、管理を適切に行わなければならない。
- ４ 陸上作業員（運航管理補助者）は、旅客等及び車両の輸送の安全確保の状況を、作業日誌（作業基準様式第１４号）に記録すること。
- ５ この基準に定める様式の記録は電子情報処理による記録とすることが出来る。
（一部改正：平成２７年２月１日、平成２８年１月１日）

（参考資料：危険物荷役許可条件（港長））

荷役許可条件

（引火性液体及びガス）

1. 着栈中、本船の機関を直ちに発動できるよう準備しておくこと。
ただし、荷役中はタービン船にあつては、オートスピニング装置を使用しないこと。
2. 着栈中、本船の船首尾に緊急用曳索（ファイヤーワイヤー）を準備し索端部を水面付近まで垂下すること。
3. 着栈中、本船の無線機器は次に掲げる場合を除き、使用しないこと。
 - （1）無線機器製造業者等により、引火性危険物荷役時における安全性が確認されている機器で、当該安全性が確認されている環境下において、適正に使用される場合。
 - （2）荷役中以外であつて、機器周辺の適切なガス検定を実施した上で30MHzを超える周波数を使用する機器を使用する場合。
4. 無風状態又は付近に激しい電気嵐のある場合は、バラスト張水作業またはガスフリー作業等開口部から引火性ガスが吐出する作業は行わない。
5. 消火器及び消火ホース等消防設備を準備し、直ちに消火活動を行うことができるよう措置すること。
6. 火気を厳禁すること。
7. 付近航行中の船舶から容易に視認し得る「引火性危険物荷役中」と表示された標識（垂れ幕等）を掲げること。
8. 危険物専用岸壁承認願、荷役計画書記載事項を厳守すること。

作業基準様式第1号（第14条第4項、第28条第1項第1号、同第2号、同第3号、第31条第3項第2号、同第4号関係）

（一部改正：平成27年2月1日、平成28年1月1日、平成29年11月1日、令和5年4月1日）

作業基準様式第1号（第26条、第28条、第31条関係）

船 名		年 月 日 曜日		勤務		記 録 簿		確認印	船長	運航管理者

当直記録	時間		船長		機関長		機関員																	
	： ～ ：																							
	： ～ ：																							
	： ～ ：																							
気象日誌	時間	天 候	風向	風速(m/s)	視程(km)	波高(m)	備考（注意報・警報等）			使用船舶変更の指示の有無	レーダー使用時間 ： ～													
	： ～			m/s	km	m																		
	： ～			m/s	km	m																		
	： ～			m/s	km	m																		
	： ～			m/s	km	m																		
発航前検査点検	設 備 の 整 備 状 況																		物品の積込				水路図誌等	
	船体	機関	排水設備	操舵設備	係船設備	揚錨設備	救命設備	消防設備	無線設備	脱出設備	非常用警報装置	照明設備	航海用具	乗降用設備	放送設備	衛生設備	掲示板等	燃料	清水	医薬品	船用品	海図	潮汐表	
	操舵設備			設備の整備状況																				
	作動検査	目視検査	連絡装置	備考	物品の積込																			
					水路図誌等																			
					操舵設備																			
				毎発航前点検																				
	毎発航前検査点検	便別	出航時間	乗船旅客数	搭載車両数	積残車両数	車両区域での作業		危険物			毎発航前点検							巡視記録					
							車種	人員	積付	持込	内訳	安定性	情報	乗組員	その他航海に必要な準備	巡視時間	巡視場所	点検事項						
			上り																					
		下り																						
		上り																						
		下り																						
		上り																						
		下り																						
		上り																						
		下り																						
		上り																						
		下り																						

- ※1 使用船舶変更の指示の有無は、一括届出の運航計画に変更があった場合に記入すること。この場合、運航管理側から事前の指示又は運航管理側との協議により使用船舶を変更した場合は有りとし、機関故障等の理由で、船長判断で使用船舶を変更した場合は無しとする。
- ※2 出航時間の欄は、定刻前出港又は遅延出港があった場合に、出航時間を記入する。
- ※3 車両区域での作業欄の車種欄は、安全管理規程第35条第1項第1号の車（危険物積載車）は①、第2号の車（家畜運搬車）は②、第3号の車（ミキサ車、保冷車）は③、救急車又は警察車両等の緊急自動車は④、安全管理規程第35条第3項の認定自動車は⑤とする。

作業基準様式第 2 号（第 2 7 条第 1 項第 4 号関係）

（一部改正：平成 2 7 年 2 月 1 日）

自動車等危険物明細書

自動車等を特定する項		車両番号	
荷送人の氏名又は名称及び住所			
荷受人の氏名又は名称及び住所			
危険物明細書を作成し、又は船舶所有者若しくは船長に提出した年月日			
運送予定日			
品名			
等級			
隔離区分			
副次危険性等級			
危険物の国連番号			
容器等級			
個数			
個数及び質量又は容積			
その他告示で定める事項	告示		
	規則第 1 7 条第 1 項第 6 号に基づく	事項	
	告示第 1 4 条の 3 第 1 号イ	(化学名)	
	告示第 1 4 条の 3 第 1 号ロ	(空容器)	
	告示第 1 4 条の 3 第 2 号ハ	(廃棄物)	
	告示第 1 4 条の 3 第 1 号ニ	(沸点・引火点)	
	告示第 1 4 条の 3 第 2 号ホ	(少量危険物)	
	告示第 1 4 条の 3 第 3 号ヘ	(サルベージ容器)	
告示第 1 4 条の 3 第 4 号ト	(温度管理)		

※別紙 規則第 3 0 条第 4 項に基づくこの省令に適合し、かつ、運送に適した状態にあることの付記

別紙 規則第 30 条第 4 項に基づくこの省令に適合し、かつ、運送に適した状態にあることの付記

(プロパン・灯油共通)

規則第 17 条第 3 項第 1 号イに基づく			適合
規則第 36 条第 1 項により適用除外	規則第 8 条第 1 項に基づく	容器、包装	—
	告示第 7 条第 1 項	別表第 1 容器及び包装欄	—
	告示第 7 条第 2 項	気密	—
	告示第 7 条第 3 項	容器の使用禁止基準	—
	告示第 7 条第 4 項	容器の設置	—
	規則第 8 条第 1 項に基づく	標札等	—
	告示第 7 条の 2 第 1 項	標札等	—
	告示第 7 条の 2 第 2 項	IBC 容器の標札等	—
	告示第 7 条の 2 第 3 項	ポータブルタンクの標札等	—
	告示第 7 条の 2 第 4 項	標札等の様式	—
	規則第 8 条第 1 項に基づく	品名等の表示	—
	告示第 7 条の 3 第 1 号		—
	告示第 7 条の 3 第 2 号		—
	告示第 7 条の 3 第 3 号		—
	告示第 7 条の 3 第 4 号		—
	告示第 7 条の 3 第 5 号		—
	告示第 7 条の 3 第 6 号		—
	規則第 8 条第 2 項	容器及び包装	—
	規則第 8 条第 3 項第 1 号に基づく		—
	規則第 113 条第 1 項	容器及び包装についての検査	—
	規則第 113 条第 2 項	危険物容器検査申請書	—
	規則第 113 条第 3 項	危険物容器検査証	—
	規則第 113 条第 4 項第 1 号	容器及び包装の損傷	—
	規則第 113 条第 4 項第 2 号	容器及び包装の改造	—
	規則第 113 条第 4 項第 3 号	経過期間	—
	規則第 113 条第 4 項第 4 号に基づく		—
	告示第 25 条の 7 第 3 項第 1 号	ドラム	—
	告示第 25 条の 7 第 3 項第 2 号	ジュリカン	—
	告示第 25 条の 7 第 3 項第 3 号	硬質プラスチック製 IBC 容器	—
	告示第 25 条の 7 第 3 項第 4 号	プラスチック製内容器付複合 IBC 容器	—
	規則第 8 条第 3 項第 2 号	外国製容器	—
	規則第 8 条第 3 項第 3 号に基づく		—
	高圧ガス保安法第 44 条第 1 項	容器検査合格標章	—

	規則第 8 条第 3 項第 4 号	外国製高圧容器	—
	規則第 8 条第 4 項第 1 号に基づく		—
	規則第 2 1 条第 1 項に基づく		—
	告示第 1 5 条第 1 項	別表第 1 隔離の欄及び別表第 1 4	—
	規則第 8 条第 4 項第 2 号	物理的及び科学的作用	—
対象外	規則第 1 1 条第 1 項に基づく（規則第 8 条第 1 項）		—
	告示第 1 3 条の 2 第 1 項	別表第の少量危険物の欄に記載がある物	—
	告示第 1 3 条の 2 第 2 項	3 0 k g 以下	—
	告示第 1 3 条の 2 第 3 項	国連番号の表示方法	—
	規則第 1 1 条第 2 項	地方運輸局長の許可	—
	規則第 1 2 条第 1 号に基づく（規則第 8 条第 3 項）		
	告示第 1 3 条の 3	3 ヶ月	—
	規則第 1 2 条第 2 号	検査のための空容器の運送	—
	規則第 1 3 条	旅客船以外のバラ積み	—
	規則第 1 4 条	コンテナにバラ積み	—
	規則第 3 6 条第 1 項に基づく		
適用	火薬類取締法		—
	毒物及び劇物取締法		—

(プロパン)

適用	規則第36条第1項に基づく			
	容器	高压ガス保安法第23条に基づく	移動時の容器	
		一般高压ガス保安規則第50条第2号	40℃以下	○
		一般高压ガス保安規則第50条第3号	15年経過	○
		一般高压ガス保安規則第50条第4号	バルブの損壊防止措置	○
		一般高压ガス保安規則第50条第5号イ	混載禁止	○
		一般高压ガス保安規則第50条第5号ロ	混載禁止	—
		一般高压ガス保安規則第50条第6号	バルブ相互の位置	—
		一般高压ガス保安規則第50条第7号	毒ガス	—
		一般高压ガス保安規則第50条第8号	消火設備	○
		一般高压ガス保安規則第50条第9号	毒ガス	—
		一般高压ガス保安規則第50条第10号	アルシン又はセレン化水素	—
		一般高压ガス保安規則第50条第11号	駐車する場合	○
		一般高压ガス保安規則第50条第12号に基づく		
		一般高压ガス保安規則第49条第1項第17号	高压ガスの監視要件	—
		一般高压ガス保安規則第50条第13号に基づく		
		一般高压ガス保安規則第49条第1項第21号	書面の携行	
		高压ガス保安法第44条第1項	容器の刻印	
		高压ガス保安法第44条第1項第1号	登録業者が製造した容器	○
		高压ガス保安法第44条第1項第2号	輸入容器	—
		高压ガス保安法第44条第1項第3号	輸出用容器	—
		高压ガス保安法第44条第1項第4号	充填輸入容器	—
	標札	一般高压ガス保安規則第50条第1号	警戒標	—
		一般高压ガス保安規則第50条第1号イ	緊急車両	—
		一般高压ガス保安規則第50条第1号ロ	移動中の消費用	—
		一般高压ガス保安規則第50条第1号ハ	装備品	—
		一般高压ガス保安規則第50条第1号ニ	消火器	—
	収納方法	液化石油ガス保安規則第47条に基づく		
		液化石油ガス保安規則第49条第1号	警戒標	
		液化石油ガス保安規則第49条第2号	40℃以下	
		液化石油ガス保安規則第49条第3号	バルブの損壊防止措置	
		液化石油ガス保安規則第49条第4号	取扱	
		液化石油ガス保安規則第49条第5号	消火設備	
		液化石油ガス保安規則第49条第6号	混載禁止	
		液化石油ガス保安規則第49条第7号	駐車する場合	

運送に適した状態	液化石油ガス保安規則第49条第8号に基づく	3000 kg以上読み替え	—
	液化石油ガス保安規則第48条第14号	取扱資格	—
	液化石油ガス保安規則第48条第15号	証書の携帯	—
	液化石油ガス保安規則第48条第16号	事故発生時の措置	—
	液化石油ガス保安規則第48条第17号	経路及び運転者	—
	液化石油ガス保安規則第48条第18号	注意事項の書面	—
	液化石油ガス保安規則第49条第9号に基づく	読み替え	
	液化石油ガス保安規則第48条第18号	注意事項の書面	
規則第390条の2		許可を受けた場合の適用除外	—
規則第17条第3項第1号ロ		運送に適した状態であること	○

(灯油)

適用	規則第36条第1項に基づく		
	消防法第16条に基づく		
	危険物の規制に関する政令第28条に基づく	容器、包装等	
	危険物の規制に関する規則第41条		○
	危険物の規制に関する規則第42条		○
	危険物の規制に関する規則第43条に基づく		
	別表第3の2		○
	危険物の規制に関する政令第29条第2号	標札等	○
	危険物の規制に関する規則第44条第1項第2号	標札等	○
	危険物の規制に関する規則第44条第1項第3号ニ	品名等の表示	○
	危険物の規制に関する政令第29条第1号	収納方法	○
	危険物の規制に関する政令第29条第2号	収納方法	○
	危険物の規制に関する政令第29条第3号	収納方法	○
	危険物の規制に関する政令第29条第4号	収納方法	○
	危険物の規制に関する政令第29条第5号	収納方法	○
	危険物の規制に関する政令第29条第6号	収納方法	○
	危険物の規制に関する政令第29条第7号	収納方法	○
	危険物の規制に関する政令第45条第4項	収納方法	—
	危険物の規制に関する政令第46条第1号	収納方法	—
	危険物の規制に関する政令第46条第2号	収納方法	—
	危険物の規制に関する政令第46条の2第1項	収納方法	○
	危険物の規制に関する政令第46条の2第2項	収納方法	○
	規則第390条の2	許可を受けた場合の適用除外	—
	規則第17条第3項第1号ロ	運送に適した状態であること	○

※ 告示別表第1の積載方法はA区分であるため、旅客の数に関係なく、運送することができる。

作業基準様式第 3 号－ 1 （第 2 7 条第 1 項第 5 号関係）

（一部改正：平成 2 7 年 2 月 1 日）

危険物積荷一覧書（プロパン）

船舶の名称			
国籍			
船舶番号			
船舶の種類			
船長の氏名			
船積み港及び年月日			
積み替え港及び年月日			
陸揚げ港及び年月日			
荷送人の氏名又は名称及び住所			
荷受人の氏名又は名称及び住所			
品名			
等級			
隔離区分			
副次危険性の等級			
危険物の国連番号			
容器等級			
個数			
質量又は容器			
積載の場所及び状態			
積載の場所		規則第 3 8 条第 1 項	
旅客の数		規則第 7 条第 3 項に基づく、告示第 5 条第 4 項 人未満	
積載方法 (規則第 5 6 条)	(発火源から 3 m)	告示第 1 8 条の 4 第 1 号	
	(固定)	告示第 1 8 条の 4 第 2 号	
	(鋼材との接触)	告示第 1 8 条の 4 第 3 号	
	(直射日光の遮蔽)	告示第 1 8 条の 4 第 4 号	
	(機械通風装置)	告示第 1 8 条の 4 第 5 号	
	(旅客区域から 3 m)	告示第 1 8 条の 4 第 6 号	
	(安全装置と非接触)	告示第 1 8 条の 4 第 7 号	
	(圧力保持時間)	告示第 1 8 条の 4 第 8 号	

作業基準様式第 3 号－ 2 （第 2 7 条第 1 項第 5 号関係）

危険物積荷一覧書（灯油）

船舶の名称			
国籍			
船舶番号			
船舶の種類			
船長の氏名			
船積み港及び年月日			
積み替え港及び年月日			
陸揚げ港及び年月日			
荷送人の氏名又は名称及び住所			
荷受人の氏名又は名称及び住所			
品名			
等級			
隔離区分			
副次危険性の等級			
危険物の国連番号			
容器等級			
個数			
質量又は容器			
積載の場所及び状態			
積載の場所		規則第 3 8 条第 1 項	
旅客の数		規則第 7 条第 3 項に基づく、告示第 5 条第 4 項	
		人未満	
積載方法（規則第 5 9 条）	（発火源から 3 m）	告示第 1 9 条第 1 号	
	（旅客区域から 3 m）	告示第 1 9 条第 2 号	
	（通風）	告示第 1 9 条第 3 号	
	（容器：ドラム）	告示第 1 9 条第 4 号イ	
	（容器：ジュリ缶）	告示第 1 9 条第 4 号ロ	
	（容器：複合容器）	告示第 1 9 条第 4 号ハ	

作業基準様式第 4 号（第 27 条第 1 項第 6 号関係）

（一部改正：平成 27 年 2 月 1 日）

危険物荷役包括許可申請書

年 月 日

新居浜港長 殿

申請者氏名 ㊞

船名					
船舶番号		国籍			
総トン数	トン	喫水	船首	メートル	
DWT	トン		船尾	メートル	
全長	メートル	船種			
船主名					
船側荷役責任者					
代理店名					
荷役業者					
荷役中の停泊場所 岸壁又は錨泊コード					
荷役期間	自 月 日		停泊期間	自 月 日	
	至 月 日			至 月 日	
作業の種類			夜間荷役 実施予定		
	種類	危険物コード	容量	正味重量	船内の積付場所 又は方法
荷役する 危険物				トン	
				トン	
その他の 危険物					
消火装置の概要	消火器（ 本）				
	消火栓（ 口）				

作業基準様式第5号（第27条第1項第6号関係）

（一部改正：平成27年2月1日）

危険物荷役実績表

年 月分

No.

新居浜港長 殿

会社名

報告者氏名

⑩

船名		船種		総トン数	トン	荷役場所	
日	便名	車種及び台数		品名		数量（トン）	積揚別
品名別の合計量							
トン		トン					
品名別の総合計量							
トン		トン					

※ 複数枚となる場合は、No.に番号を付す。

※ 運送実績欄は必要数を増やし、記入する。

※ 灯油の比重は0.18で計算する。

作業基準様式第 6 号（第 27 条第 4 項、第 31 条第 1 項関係）

教育訓練記録簿

（種別※ 1： ）

操練又は安全教育を行った年月日	年 月 日～ 年 月 日		番号※ 2	
操練等の実施状況	参加者		状況（種類）	
	船員	作業員		
関係法令講習				
安全教育				
その他				

※ 教育訓練記録簿の目次を作成すること。

※ 1 種別は、安全教育、通達、事務連絡等の別を記入する。

※ 2 番号は目次番号を記入する。

作業基準様式第 7 号 (第 28 条第 1 項第 4 号、第 2 項第 1 号関係)

(一部改正：平成 27 年 2 月 1 日)

救命・消防設備点検簿

年 月 日

船名

点検項目				点検内容	点検結果	備考
項目	名称	内訳	装備数			
救命設備	非常用通路	経路標示				
	昇降設備	障害物の有無等				
	出入口	備品等の転倒防止対策				
	救命胴衣	大人 小人 (幼児)		反射テープ 付属笛 着用紐等		
	救命浮器	2 人用 1 人用 6 人用		外観 反射テープ 捕まり紐 付属ロープ		
	救命浮環	JG JCI		反射テープ 捕まり紐 付属ロープ		
	退船警報装置			作動確認		
	自己点火灯			機能確認		
	落下傘信号 (信号紅炎)	JG (JCI)		有効期限		
消防設備	消火器	粉末 自動拡散		外観 有効期限		
	消火栓			外観 開閉確認 射水		
	消防ホース			外観 射水		
	噴霧ノズル			外観 射水		
	消防員装具					
	消防ポンプ			外観 機能確認		
	赤バケツ	JCI				

※「おおしま 7」又は「くろしま」で装備内容が異なることから、それぞれ該当する項目に記入すること。また、複数日にわたって点検を実施した場合は、表題の実施年月日は点検開始期日を記入し、備考欄に点検実施日を記入すること。

作業基準様式第 8 号－ 1 （第 2 8 条第 1 項第 5 号関係）

（全部改正：平成 2 7 年 2 月 1 日、令和 5 年 4 月 1 日）

機関記録表

おおしま 7 機関記録表			確認印	船長		運航管理者	
年 月 日 ()							
機関長氏名		甲勤務					
		乙勤務					
項目			始動	停止		備考	
補機	1号補機	アワメータ					
		時刻					
		L0 ゲージ	/10				
		L0 状態	良・不良・不可				
		膨張タンク量	/10				
	2号補機	アワメータ					
		時刻					
		L0 ゲージ	/10				
		L0 状態	良・不良・不可				
		膨張タンク量	/10				
主機	アワメータ						
	時刻						
	L0 ゲージ	/10					
	L0 状態	良・不良・不可					
クラッチ	大島	L0 量	/10				
		L0 状態	良・不良・不可				
	黒島	L0 量	/10				
		L0 状態	良・不良・不可				
燃料	給油前	(s) (mm)	(p) (mm)			(リットル)	
	給油後	(s) (mm)	(p) (mm)			(リットル)	
清水	補給前	(s) (mm)	(p) (mm)			(リットル)	
	補給後	(s) (mm)	(p) (mm)	(分)	(リットル)		
海水	吐出状態	良・不良・不可	作業	逆洗・コシキ・船尾注水			
備考	燃料						
	清水						
	海水						
その他							

作業基準様式第 8 号－ 2 （第 2 8 条第 2 項第 2 号関係）

機関記録表

		くろしま機関記録表		確認印	船長	運航 管理者
年 月 日 ()						
記録者氏名						
項目		始動	停止	備考		
補機	アワメータ					
	時刻					
	L0 ゲージ	／10				
	L0 状態	良・不良・不可				
	膨張タンク量	／10				
	冷却海水吐出	良・不良・不可				
主機	アワメータ					
	時刻					
	L0 ゲージ	／10				
	L0 状態	良・不良・不可				
	膨張タンク量	／10				
	冷却海水吐出	良・不良・不可				
クラッチ	大島	L0 量	／10			
		L0 状態	良・不良・不可			
		冷却海水吐出	良・不良・不可			
	黒島	L0 量	／10			
		L0 状態	良・不良・不可			
		冷却海水吐出	良・不良・不可			

種類	計測量		補給
燃料	(mm)	(リットル)	(リットル)
清水	(リットル)		(分)
備考			

作業基準様式第 9 号（第 28 条第 1 項第 7 号関係）

（一部改正：平成 27 年 2 月 1 日）

保守整備簿

船名

保守整備区分 ※ 1	保守整備年月日 ※ 2	保守整備内容	交換部品（機関部のみ）	計画 ※ 3	航行期間・運転時間	保守整備理由	保守整備場所	保守整備責任者		最終確認者	保守整備区分内 ※ 4 記					報告書等 ※ 5		
								船機長	事業者		項目	細目	詳細	内訳 1	内訳 2	点検	不具合・故障	整備計画

※ 保守整備簿の改正の記録は、作成するものとする。

※ 保守整備簿の各欄の大きさは、記録内容により必要な大きさとする事ができる。

※ 1 保守整備区分欄は第 28 条第 1 項第 7 号の項目とし、項目別に編纂するものとする。

※ 2 保守整備年月日欄は、整備が複数日に及ぶ場合は、（～）を付して、その期間を記入する。

※ 3 計画欄は第 28 条第 5 項の整備計画書の計画提案日とする。

※ 4 保守整備区分の内訳は別に定める。

※ 5 報告書欄は、第 28 条第 1 項第 8 号による点検結果報告書、同第 5 項の不具合報告書、故障報告書、整備計画書の有無を○印により記入する。

作業基準様式第10号（第28条第1項第8号関係）

（一部改正：平成27年2月1日、令和5年4月1日）

点 検 報 告 書

記入年月日 年 月 日

記入者氏名

船 名：

確認印	担当	運航 管理者

1	件名	
2	点検日時	
3	点検場所	
4	点検者	
5	点検機器名 又は場所	
6	点検方法	
7	点検に要した 機材	
8	点検内容 又は確認内容	
9	整備提案等	

- ※ 写真表を添付する場合は、記事欄に写真を特定する内容を記入すること。
- ※ 確認印の担当欄は、点検を実施した班の船長とする。
- ※ 整備提案等は、業者整備又は自主整備等の別等を記入し、自主整備が必要な場合は、整備計画書を別に作成すること。

写真表

- ※ 左の欄に写真を、右の欄に説明を記入すること。
- ※ 写真は、A4サイズに3枚～4枚とする。

作業基準様式第 1 1 号 (第 2 8 条第 5 項関係)

(一部改正：平成 2 7 年 2 月 1 日、令和 5 年 4 月 1 日)

不具合・故障等報告書

記入年月日 年 月 日

記入者氏名

確認 印	担当	運航 管理者

船 名：

1	件名		
2	当直及び 発生日時	船長	
		機関長	
		甲板員	
		年 月 日 () 時 分	
3	発生場所		
4	発見者及び 発見時の状況		
5	発生機器名 及び発生個所		
6	応急措置等		
7	応急措置等に 要した資機材等		
8	応急措置等によ る結果		
9	原因として想定 される事項	機械的要因	
		人的要因	
		その他	
1 0	備考		

※ 船舶運航中及び保守管理上の不適合事項及び危機発生の危険性についても、本報告書により報告するものとする。

※ 改善・是正の要否等の提案がある場合は、備考欄に記入すること。この場合、期待される結果についてもあわせて記入すること。

※ 発生機器及び発生個所について、確認が可能な写真を添付すること。

※ 応急措置を実施した場合は、その内容が確認可能な写真を添付すること。

写真表

※左の欄に写真を、右の欄に説明を記入すること。

※ 写真は、A4 サイズに 3 枚～4 枚とする。

作業基準様式第 1 2 号（第 2 8 条第 5 項、同第 6 項、同第 7 項関係）
（全部改正：平成 2 7 年 2 月 1 日）

整 備 計 画 書

提案年月日	年	月	日	提案者氏名
指示年月日	年	月	日	指示者氏名
報告年月日	年	月	日	報告者氏名

確認 印	担当	運航 管理者

船 名：

1	件名		
2	整備日時	提案	年 月 日 : ~ :
		指示	年 月 日 : ~ :
		実施	年 月 日 : ~ :
3	整備場所		
4	整備者	予定者	
		指示者	
		実施者	
5	整備（又は補修）機器名（又は場所）		
	機器名		
	場所		
6	整備方法（分解整備・部品交換等具体的に）		
	提案		
	実施		
7	整備に必要な機材（部品名・工具等具体的に）の準備状況（手配等の必要な物は発注依頼書を添付）		
	機材		
	資材		
	発注の要否	要・否	
8	整備打合せ内容（打合せ参加者氏名及び検討事項。具体的に）		
	計画	協議参加者	
		内容	
	指示	協議参加者	
		内容	
	実施	協議参加者	
内容			
9	備考（コメント、留意事項等）		
	計画		
	指示		
	報告		

※写真は、場所及び物が特定可能なものを写真表にて添付すること。

作業基準様式第 1 3 号（第 2 8 条第 5 項関係）

（全部改正：平成 2 7 年 2 月 1 日）

発注依頼書

依頼 年月日	発注 年月日	依頼 者	受託 者	品名	規格	在庫 数	依頼 数	発注 数	受領 年月日	受領 者	備考

※ この発注依頼書は、4 月－9 月、1 0 月－3 月で分ける。

※ 作業基準様式第 1 2 号整備計画書に添付する場合は、該当箇所とする。

作業基準様式第14号（第29条第2項、第31条第4項関係）

（一部改正：平成27年2月1日）

年 月 日			年 月 日 曜日											
場 所			港		天候									
従 事 者 氏 名			印											
ターミナル施設点検	点 検 時 間		時 分											
	点 検 項 目		点 検 内 容		特筆事項									
	係留施設	係船柱（ピット）	破損等											
			防舷材の破損等											
	乗降用施設		破損等											
	転落防止	車（待機車両）	歯止の破損等											
		人	遮断策（立入禁止）の破損等											
	駐車場（待合所）		車止、ラインの破損等											
	待合所		消火器、掲示物の破損等											
運航管理者等への報告														
船長への情報伝達事項	便	時刻	旅客数	車両台数	積残台数	危険物の有無 （該当は○印）			乗船待車両の 点検状況 （該当は○印）			ターミナル 施設点検状況 （該当は○印）		
						手荷物	積載貨物	種類	積付不良	燃料洩れ	不審者・不審物			
	1	:				有	無	有	無		有	無	有	無
	2	:				有	無	有	無		有	無	有	無
	3	:				有	無	有	無		有	無	有	無
	4	:				有	無	有	無		有	無	有	無
	5	:				有	無	有	無		有	無	有	無
	6	:				有	無	有	無		有	無	有	無
	危専	:				有	無	有	無		有	無	有	無
	7	:				有	無	有	無		有	無	有	無
	8	:				有	無	有	無		有	無	有	無
	9	:				有	無	有	無		有	無	有	無
	10	:				有	無	有	無		有	無	有	無
	11	:				有	無	有	無		有	無	有	無
	12	:				有	無	有	無		有	無	有	無
	13	:				有	無	有	無		有	無	有	無
	14	:				有	無	有	無		有	無	有	無
	15	:				有	無	有	無		有	無	有	無
	臨時	:				有	無	有	無		有	無	有	無
	合計													
その他						(上記有りに○をつけた場合の件数合計数記入を)								

作業基準様式第15号（第31条第3項第1号関係）

（一部改正：平成27年2月1日、平成28年1月1日）

勤務実績簿（船内記録簿1）

氏名(職名)

日付	勤務の区分										備考
	勤務の区分					勤務の区分					
	勤務の区分					勤務の区分					
	勤務の区分					勤務の区分					
	勤務の区分					勤務の区分					
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											
27											
28											
29											
30											
31											
合計											

氏名(職員番号)

作業基準様式第 16 号（第 31 条第 3 項第 3 号関係）

（一部改正：平成 27 年 2 月 1 日、平成 28 年 1 月 1 日）

割増手当支払簿（船内記録簿 2）

	割増手当 支払年月日	年 月 日	金額	
7 月	当月割増 手当額	円	割増手当支 払 受領印	
	割増手当 支払額	円		
	割増手当 支払年月日	年 月 日		
8 月	当月割増 手当額	円	割増手当支 払 受領印	
	割増手当 支払額	円		
	割増手当 支払年月日	年 月 日		
9 月	当月割増 手当額	円	割増手当支 払 受領印	
	割増手当 支払額	円		
	割増手当 支払年月日	年 月 日		
10 月	当月割増 手当額	円	割増手当支 払 受領印	
	割増手当 支払額	円		
	割増手当 支払年月日	年 月 日		
11 月	当月割増 手当額	円	割増手当支 払 受領印	
	割増手当 支払額	円		
	割増手当 支払年月日	年 月 日		
12 月	当月割増 手当額	円	割増手当支 払 受領印	
	割増手当 支払額	円		
	割増手当 支払年月日	年 月 日		
1 月	当月割増 手当額	円	割増手当支 払 受領印	
	割増手当 支払額	円		
	割増手当 支払年月日	年 月 日		
2 月	当月割増 手当額	円	割増手当支 払 受領印	
	割増手当 支払額	円		
	割増手当 支払年月日	年 月 日		
3 月	当月割増 手当額	円	割増手当支 払 受領印	
	割増手当 支払額	円		
	割増手当 支払年月日	年 月 日		

作業基準様式第 17 号（第 31 条第 3 項第 5 号関係）

（一部改正：平成 27 年 2 月 1 日）

丁種衛生用品点検表

船名	乗組員数	名	備置状況															
品名	製品名	法定数		年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	
		数量	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
				日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日		
サルチル酸系製剤	パファリン	40	錠															
アトロピン系製剤	鎮痛鎮痙胃腸薬	20	錠															
健胃剤	キャベジン	100	錠															
創傷消毒剤		25	ml															
抗生物質軟膏	マイシン系	50	g															
チンク油		50	g															
目薬		3	個															
体温計		1	個															
雑用鋏		1	個															
ピンセット(短)		1	個															
刺抜き用ピンセット		1	個															
氷嚢		1	個															
氷枕		1	個															
脱脂綿		50	g															
ガーゼ		5	m															
巻軸帯(4号)		1	反															
巻軸帯(6号)		1	反															
ネット包帯(大)		1	個															
ネット包帯(中)		1	個															
ネット包帯(小)		1	個															
サポーター(肘用)		1	個															
サポーター(手首用)		1	個															
サポーター(膝用)		1	個															
サポーター(足首用)		1	個															
三角巾		2	枚															
油紙又はポリシート		5	枚															
包帯止めクリップ		1	箱															
絆創膏(テープ)		1	個															
絆創膏(創傷用)		適宜																
指サック		5	個															
殺虫剤	キンチョール	適宜																
小型船医療便覧		1	冊															

船員法施行規則第 53 条第 1 項第 4 号における第 5 号表（丁種衛生用品表）

（注）備置数が、規定数の 1／2 に満たなくなった時は、規定数まで補充すること。

作業基準様式第18号 (第31条第3項第6号関係)

(一部改正：平成27年2月1日)

日計表

[illegible]

- ※ 臨時便の場合は船名の前に、臨時便と記入すること。
伴走船の場合は、対応する便別の枠に記入すること。

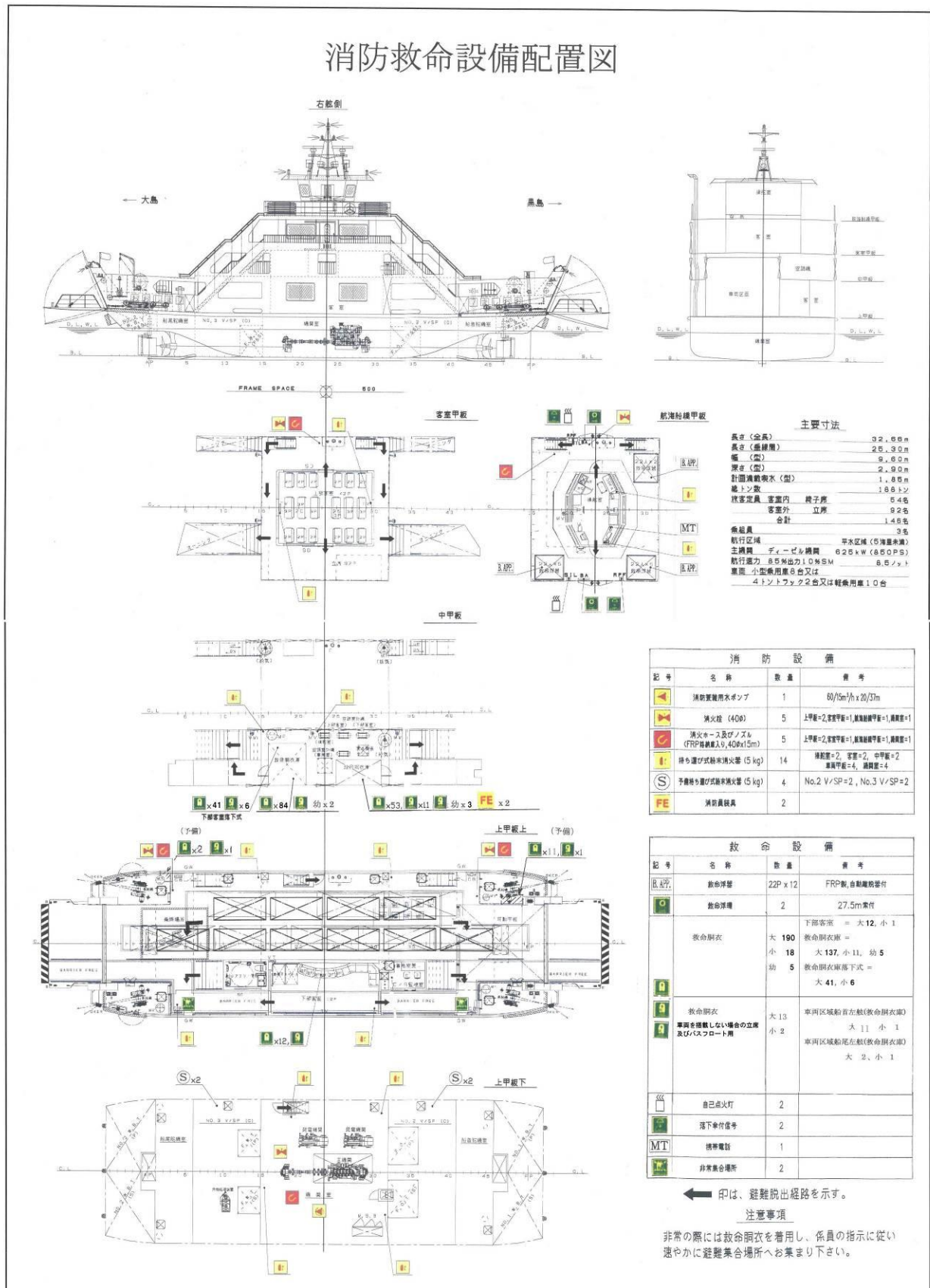
作業基準様式第 1 9 号（第 3 1 条第 3 項第 7 号関係）
（一部改正：平成 2 7 年 2 月 1 日、令和 5 年 4 月 1 日）

受払簿

乗船券の種類（ ）

年	月	日	曜日	担当者 (受払者)	開始 番号	番号			受入数	払出数	残数	確認印	
												船長	運航管理者

別紙1「おおしま7」消防救命設備配置図



別紙 2 「くろしま」救命・消防脱出経路配置図

